

## 発行者情報

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 平成 25 年 4 月 30 日
- 【発行者の名称】 株式会社碧  
(HEKI Co., Ltd.)
- 【代表者の役職氏名】 代表取締役 西里 弘一
- 【本店の所在の場所】 沖縄県那覇市松山二丁目 6 番 12 号
- 【電話番号】 098-863-1533
- 【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 平良 均
- 【担当 J - A d v i s e r の名称】 株式会社 OKINAWA J-Adviser
- 【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】 代表取締役 知念 榮治
- 【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】 沖縄県名護市宇豊原 224 番地 3 名護市マルチメディア館 203
- 【電話番号】 0980-50-0149
- 【取引所金融市場等に関する事項】 当社は、当社普通株式を平成 25 年 6 月 4 日に TOKYO PRO Market へ上場する予定であります。  
当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 3 項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。  
なお、振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
- 【公表されるホームページのアドレス】 株式会社碧  
<http://www.heki.co.jp/>  
株式会社東京証券取引所  
<http://www.tse.or.jp/>
- 【投資者に対する注意事項】
1. TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第 3 【事業の状況】 4 【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
  2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第 27 条の 34 において準用する法第 22 条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3. TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載される TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月
売上高 (千円)	479,317	622,810	692,037
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△2,509	67,360	91,380
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△23,250	31,896	53,546
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	55,000	55,000	55,000
発行済株式総数 (株)	5,900	5,900	5,900
純資産額 (千円)	220,885	252,857	306,468
総資産額 (千円)	366,188	396,334	451,740
1株当たり純資産額 (円)	37,438.27	428.57	519.44
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 (△) (円)	△3,940.78	54.06	90.76
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	60.3	63.8	67.8
自己資本利益率 (%)	△10.0	13.5	19.1
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	28,059	107,870	87,594
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△37,368	△66,419	△54,301
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△8,606	△43,069	△18,760
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	69,767	47,482	62,014
従業員数 (名) 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	48 〔15〕	51 〔12〕	60 〔12〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

3. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第11期（平成23年10月1日から平成24年9月30日まで）の財務諸表について如水監査法人の監査を受けております。
7. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
8. 1株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。
9. 当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。  
平成25年2月22日付で1株につき100株の株式分割を行いました。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## 2 【沿革】

カジュアルで開放感のある明るい店内で、目の前で女性スタッフが焼き上げるステーキや野菜などの鉄板焼を楽しめる店を基本コンセプトとして平成 11 年 6 月、当社の原点である「鉄板焼ステーキレストラン碧久茂地店」は、沖縄県那覇市久茂地に開店いたしました。その後沖縄県内において、平成 13 年 10 月の有限会社碧への法人化を経て（平成 17 年 9 月に株式会社碧へ組織変更）、平成 14 年 7 月に沖縄県那覇市牧志に国際通り三越前店、平成 17 年 12 月に沖縄県那覇市松尾に国際通り松尾店、平成 19 年 5 月におもろまち店が開店いたしました（久茂地店は平成 22 年 8 月に閉鎖）。

一方他業態の店舗としましては、新鮮な久米島の沖縄赤鶏や沖縄の在来島豚「あぐー」、旬の沖縄野菜を素材とした熟練した料理人による創作料理を基本コンセプトとした「おきなわ赤鶏とあぐーのお店とりひろ」を平成 16 年 8 月、沖縄県那覇市久茂地に開店いたしました。

平成 18 年 9 月には、社員への増加への対応及び社員教育のさらなる充実のため、社員の研修施設を兼ね備えた現本社（那覇市松山）に移転いたしました。とりひろにつきましても同時に、久茂地から本社に隣接する場所に移転しました。

県外への進出としては、平成 22 年 9 月に初の県外店舗となる「鉄板焼ステーキレストラン碧銀座三越店」を開店いたしました。この県外進出をきっかけに、平成 25 年 4 月には東京都中央区京橋に「おきなわ赤鶏とあぐーのお店とりひろ京橋店」、大阪府大阪市北区に「鉄板焼ステーキレストラン碧うめきた店」を開店いたしました。

年月	概要
平成 11 年 6 月	沖縄県那覇市久茂地に鉄板焼ステーキレストラン碧を開業
平成 13 年 10 月	沖縄県那覇市にて有限会社碧(出資金 600 万円)を設立
平成 14 年 7 月	沖縄県那覇市牧志に鉄板焼ステーキレストラン碧国際通り三越前店開店
平成 15 年 9 月	出資金を 1,200 万円に増資
平成 16 年 8 月	沖縄県那覇市牧志にとりひろ久茂地小学校前店開店
平成 16 年 8 月	出資金を 3,000 万円に増資
平成 17 年 9 月	株式会社碧に組織変更
平成 17 年 12 月	沖縄県那覇市松尾に鉄板焼ステーキレストラン碧国際通り松尾店開店
平成 18 年 5 月	グリーンシート市場に株式を登録
平成 18 年 7 月	資本金を 5,500 万円に増資
平成 18 年 9 月	沖縄県那覇市松山に本社移転
平成 18 年 9 月	沖縄県那覇市松山におきなわ赤鶏とあぐーのお店とりひろ那覇松山店開店（久茂地小学校前店移転）
平成 19 年 5 月	沖縄県那覇市おもろまちに鉄板焼ステーキレストラン碧おもろまち店開店
平成 19 年 5 月	土地収用のため、鉄板焼ステーキレストラン碧国際通り三越前店移転
平成 20 年 7 月	沖縄県那覇市牧志におきなわ赤鶏とあぐーのお店とりひろ国際通り三越前店開店
平成 22 年 1 月	おきなわ赤鶏とあぐーのお店とりひろ国際通り三越前店閉店
平成 22 年 8 月	鉄板焼ステーキレストラン碧久茂地店閉店
平成 22 年 9 月	鉄板焼ステーキレストラン碧銀座三越店開店
平成 25 年 2 月	グリーンシート市場登録取り消し
平成 25 年 4 月	東京都中央区京橋におきなわ赤鶏とあぐーのお店とりひろ京橋店を開店
平成 25 年 4 月	大阪府大阪市北区に鉄板焼ステーキレストラン碧うめきた店を開店

### 3 【事業の内容】

当社は「お客さまに満足感をご提供する」ことを会社理念とし、その実現のため沖縄県産の和牛、沖縄県産の赤鶏、あぐー豚等の沖縄の素材を生かしたレストラン事業を行っております。現在、鉄板焼ステーキレストラン「碧」及びおきなわ赤鶏とあぐーのお店「とりひろ」の2業態の店舗を運営しており、店舗数は碧5店舗（沖縄3店舗、東京1店舗、大阪1店舗）、とりひろ2店舗（沖縄1店舗、東京1店舗）となっております。

当社は食肉を提供するレストラン事業としてセグメント情報につきましては分類しないで表示しておりますが、店舗の運営の特徴について記載いたします。

鉄板焼ステーキレストラン「碧」、おきなわ赤鶏とあぐーのお店「とりひろ」の概要は以下のとおりであります。



碧 国際通り松尾店

とりひろ 那覇松山店

### (1) 鉄板焼ステーキレストラン「碧」

当社の主力となる店舗形態である鉄板焼ステーキレストラン「碧」は、女性スタッフのみで店舗運営を行っております。明るくカジュアルな店舗で沖縄県産和牛や沖縄県産季節野菜の素材の良さ・美味しさと、顧客との対話を重視したきめ細やかな心配りによりホスピタリティを追求し、碧の店舗スタッフだけではなくその他従業員一同で会社理念である「お客さまに満足感をご提供する」の実践に努めております。

当社は以下のコンセプトにより碧の出店・店舗運営を行っております。

#### ① 商品

沖縄県産和牛、沖縄県産季節野菜、沖縄豚中身の澄まし汁等の沖縄の素材を生かした商品をご提供します。  
※ 中身とは豚の内臓を指し、中身の澄まし汁はそれら（腸、胃）を具にした吸物であります。

#### ② 接客

女性シェフサービスによる顧客との双方向の会話を重視し、きめ細かな心配りによりホスピタリティを追求いたしております。

#### ③ 鉄板焼

女性シェフが双方向の会話を交えつつ顧客の前で調理することにより、お客さまに臨場感と豪華さを味わって頂きます。

#### ④ 立地

沖縄では観光客で賑わう「国際通り」や沖縄の新しい街である新都心地区の「おもろまち」に出店しております。また東京では「三越銀座店」、大阪では梅田の「グランフロント大阪」に出店しております。当社は出店に際しての立地条件としては「非日常性・ステータス性」を重視しており、このことによりご来店頂いた顧客に満足感をご提供できるよう努めております。

#### ⑤ 客単価

客単価のボリュームゾーンは 6,000 円～12,000 円ではありますが、女性シェフによるきめ細かいサービスによりホスピタリティを徹底して追求し、価格を上回る価値を創造することにより顧客に満足感をご提供いたします。

#### ⑥ 雰囲気・意匠

店舗は外装・内装とも明るくカジュアルでありながら高級感があり、客席はゆとりあるスペースを確保できるよう努めております。また使用する陶器は琉球焼物、グラスは琉球ガラスとすることにより、非日常感を演出しております。



沖縄県産和牛



久米島くるまエビ

鉄板焼ステーキレストラン「碧」のコンセプトは以下のとおりであります。



※ 「非日常体験を求めるお客さま」の具体例としましては、旅行、誕生日、観光、商用、出張、接待、会食、デート、お祝い、臨時収入等の機会に来店されるお客さまを想定しております。



琉球ガラスと琉球焼物



沖縄県産季節野菜



## (2) おきなわ赤鶏（久米島赤鶏）とあぐーのお店「とりひろ」

会社理念である「お客さまに満足感をご提供する」を実践するため、店内は落ち着いた雰囲気、テーブル席がすべて掘りゴタツとなっており、ゆっくりとお料理が楽しめる空間となっております。また新鮮な沖縄県産の赤鶏を一羽丸ごと仕入し、熟練した料理人が腕を振るう創作料理でお客さまをお迎えいたします。旬の沖縄県産野菜を使ったメニューも楽しめます。沖縄の在来豚「あぐー」のしゃぶしゃぶ、あぶり焼等の料理もとりひろの自慢料理のひとつです。

### ① 素材へのこだわり

とりひろでは「素材へのこだわり」を重視しております。主な素材といたしましては、沖縄県産であるおきなわ赤鶏の中でも現在は「久米島赤鶏」及び沖縄在来豚である「あぐー」を使用しております。

### ② おきなわ赤鶏（久米島赤鶏）

久米島赤鶏は久米島赤鶏牧場の山城和満氏によりブランド管理されており、山城氏によると以下のような飼育条件及び特徴を有するとされております。

- 赤鶏（国産鶏）は従来のブロイラーと違い、「種鶏、原種鶏、までを国内で再生産できる鶏を飼育する」という目的で開発されております。そうすることで、これまで海外で開発されてきた鶏とは異なる日本人のニーズに合わせた鶏肉と海外での鶏インフルエンザ発生などに影響されない「安全」な鶏を生産することが可能となっております。
- 赤鶏を飼育していく上でのこだわりとしては、久米島赤鶏牧場では鶏に対するストレスを避けるため鶏舎での密飼いをやめ、なるべく広い環境で80～100日間飼育しています。
- 普通の鶏が約60日で出荷されるのに対して飼育期間が長くなっておりませんが、これは鶏肉自体の「旨み」と「締まり」を出すためです。独自の配合飼料に加えて泡盛の酒粕を混合しています。これにより鶏肉に「まるやかさ」が加わったと考えられます。



久米島赤鶏仕込風景



久米島赤鶏鍋コース料理

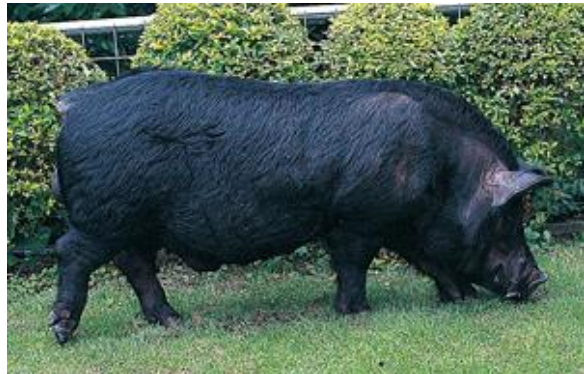
### ③ あぐー

「あぐー」はJAおきなわによりブランドが管理されており、JAおきなわは、平成8年12月に「あぐー」の商標権を取得し、JAおきなわ銘柄豚推進協議会が策定した品質基準を充たした高級の県産豚肉の統一ブランド名として使用しています。JAおきなわによると「あぐー」の定義と特長は以下のとおりであります。

食用豚肉としてひらがなで表記される「あぐー」の定義は、琉球在来種豚「アグー」の血液（オス方）を50%以上有することで、「アグー」豚を交配して生産された豚肉を「あぐー」と呼びます。一般的な豚肉と比べて、さっぱりとした脂肪の旨みやまろやかな食感で人気の豚肉です。

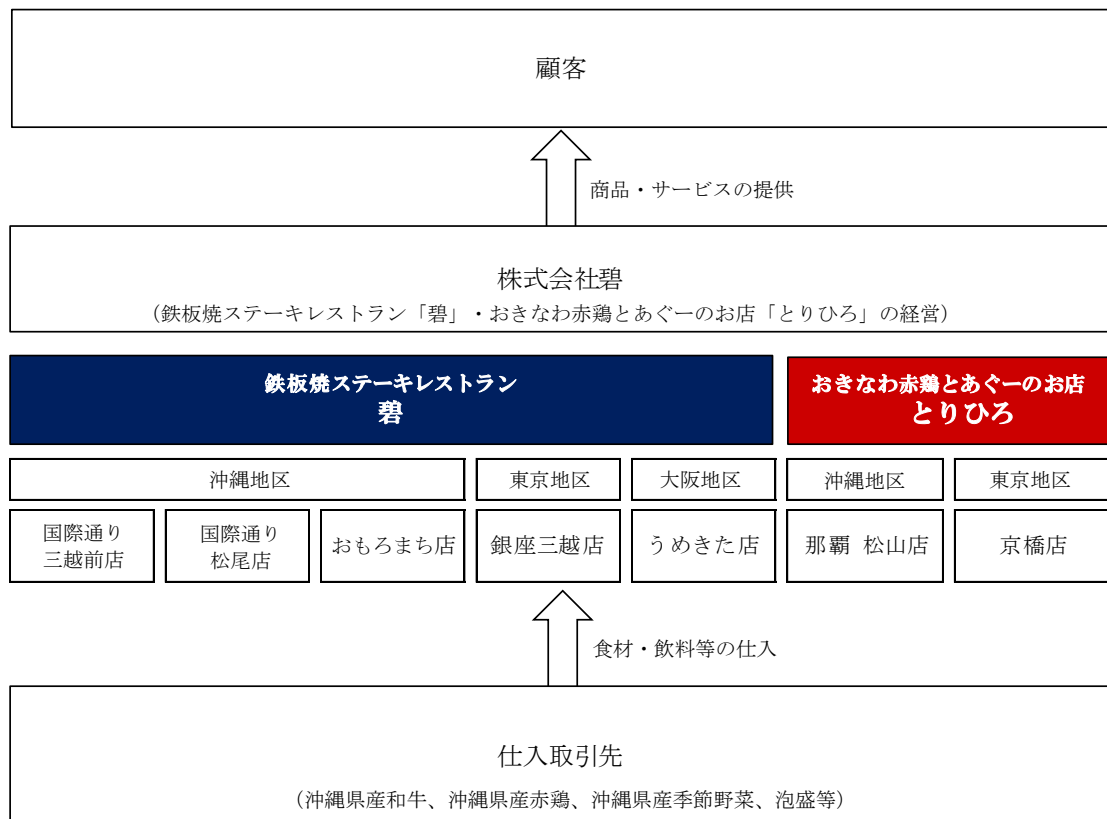


あぐーしゃぶしゃぶ鍋



沖縄県在来豚アグー

(3) 事業系統図



※沖縄県産和牛の生産地は主に石垣市、宮古市、国頭村、うるま市であります。沖縄県産赤鶏の生産地は主に久米島であります。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

平成 25 年 3 月 31 日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
60 [11]	27.9	3.2	2,543

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。  
4. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いています。  
5. 当社は、レストラン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載省略しております。  
6. 平成 25 年 4 月 1 日に社員 31 名が新規に入社いたしました。

### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

##### (1) 業績

第11期事業年度（自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）

当期における我が国の経済は、東日本大震災からの復興需要等により緩やかな回復基調にあるものの、円高や欧州債務危機・日中関係悪化などによる様々な問題に見舞われ、更に消費税増税に対する不安感の高まりもあり、先行き不透明な状況が続いています。

外食業界におきましても、消費者は先行きの不透明感から防衛意識や節約志向が強く、その影響で中食市場も拡大しており、業界環境は厳しい状況が続いております。

このような経営環境下で当社では、素材へのこだわり、社員教育の徹底等により会社理念でもある「お客さまに満足感をご提供する」ことに努め、当社の主要ターゲット層である「非日常体験を求めのお客さま」を的確にとらえることができ、業績は売上高、利益とも過去最高を更新いたしました。

沖縄県内店舗におきましては、主要顧客である観光客の来沖者数が堅調に推移し、店舗運営においてもサービス向上に努めた結果、主要業態である鉄板焼ステーキレストラン碧の業績は順調に推移いたしました。また、初の県外出店として平成22年9月に開店した「鉄板焼ステーキレストラン碧銀座三越店」も引き続き順調に推移しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は692,037千円（前年同期比11.1%増）、営業利益は91,469千円（前年同期比31.9%増）、経常利益は91,380千円（前年同期比35.7%増）、当期純利益は53,546千円（前年同期比67.9%増）となりました。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の期末残高は、前事業年度末と比べ14,532千円増加し62,014千円となりました。

また、当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は87,594千円（前年同期は107,870千円の獲得）となりました。これは主に税引前当期純利益90,962千円の計上や減価償却費19,956千円、法人税等の支払額22,871千円によるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は54,301千円（前年同期は66,419千円の使用）となりました。これは主に定期預金の預入による支出20,602千円、有形固定資産の取得による支出34,487千円、投資有価証券の取得による支出10,000千円などがあり、収入の面では定期預金の払い戻しによる収入10,436千円などによるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により支出した資金は18,760千円（前年同期は43,069千円の支出）となりました。これは社債の償還による支出10,000千円、長期借入金の返済による支出8,760千円によるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当事業年度における生産実績を示すと、次のとおりであります。

業態の名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
レストラン事業	301,334	110.7
合計	301,334	110.7

(注) 1 金額は、製造原価によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 仕入実績

当事業年度における仕入実績を示すと、次のとおりであります。

業態の名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
レストラン事業	28,122	115.3%
合計	28,122	115.3%

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 受注実績

当社は、受注と役務提供がほぼ同時であるため、受注残高管理は行っておりません。

### (4) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

業態の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
レストラン事業	692,037	111.1
合計	692,037	111.1

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当社が会社理念として掲げる、「お客さまに満足感をご提供する」を追求することは、店舗展開を進め、より多くのお客様をお迎えすることにより、さらに進化するものと考えます。このため、当社が対処すべき当面の課題としては、(1)新規出店物件の確保、(2)人材確保及び人材育成、(3)食材調達ルートの拡充が挙げられます。

#### (1)新規出店物件の確保について

当社は、店舗展開を進め、より多くのお客様に満足感のご提供を行うことにより企業としての社会的存在価値が高まると考えております。そのため中長期計画に基づき順当な店舗展開を進めるべく、市場調査・立地調査を継続して行い、鮮度の高い情報収集に努めてまいります。

#### (2)人材確保及び人材育成について

当社は、ホスピタリティ（おもてなしの心）のある接客を常に追求しており、人材の確保と育成は特に注力すべき課題と認識しております。より効果的に採用活動を行うため、今後とも新卒採用を継続し、新卒・中途を問わず優秀な人材の確保に専念してまいります。

今後の課題として人材採用はもちろんのこと、いかに定着率を高めるかが当社の大きな課題であります。第12期は社員の定着率の向上を最重点課題として取り組んでまいります。

#### (3)食材調達ルートの拡充について

食材は、より安心・安全な食材をお客様にご提供できるよう、これまでにおいても最重要視し、細心の注意をはらってきた課題のひとつです。今後ともさらに確実性を増すため、既存仕入先の再確認、新規仕入先の検討と確保及び、自社における供給体制確立の計画も進めていく所存であります。

## 4 【事業等のリスク】

以下には、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、事業上のリスクとして具体化する可能性は必ずしも高くないと見られる事項を含め、投資家の投資判断上重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。

当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生の際の対応に努力する方針ですが、本株式に関する投資判断は、本項目以外の記載内容もあわせて以下の記載事項を慎重に検討の上、行われる必要があると考えられます。

なお、以下の本項記載の将来に関する事項は、公表日（平成 25 年 4 月 30 日）現在において当社が判断したものであります。

### （1）店舗出店について

#### ① 店舗出店政策について

当社は、これまで沖縄県内の店舗においては、周辺立地とエリア・ドミナント戦略にこだわり店舗展開を進めてまいりました。当社が今後沖縄県外において新規出店する際の出店先の選定については店舗の採算性を最も重視して判断し、出店対象物件の選定をしております。このため当社の出店条件に合致する物件が出店計画数に満たない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ② 差入保証金について

当社は、新規出店に際して、原則として自社物件の取得は行わず、賃貸物件による新規出店を基本方針としております。物件の賃借に当たっては、賃貸人に対して、差入保証金を差し入れた上で店舗物件を賃借しております。

当社は、出店後においては、賃貸人との良好な関係を保持しておりますが、今後、賃借物件の地主・家主の経済的破綻等により、差入保証金等の一部又は全額の回収が不能となることがあるほか、店舗営業の継続に支障等が生じる可能性があります。また、当社の都合で賃貸借契約を中途解約する場合には、契約上の返済条件の規定から差入保証金等を放棄せざるを得なくなる場合があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③ 店舗に係る損失について

当社は退店基準に基づき、業績の回復が困難となった店舗、賃貸借契約期間が満了し契約更新が困難な店舗については、店舗の退店・移転を行っております。店舗の退店が発生した場合には、賃貸物件の違約金の発生や、転貸費用及び固定資産の除却損が発生いたします。

また今後、商圈人口、交通量、競合店状況の変化によって店舗の業績が悪化した場合や、店舗閉鎖に伴い遊休資産が発生した場合には、減損損失を計上する可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ④ 店舗人件費について

当社には平成 25 年 3 月 31 日現在 20 名の短時間労働者が在籍しており、その正規雇用従業員に対する割合は 33.3%であり、当社の出店エリアにおいて労働需給が逼迫した場合、人件費の増加要因となります。

当社は、既存のパートタイマーの業務処理能力を高めるために必要な教育を行い、定着率を高めるため労働環境の改善に引続き取り組んでまいりますが、人員の確保ができなくなった場合、時間給の引き上げが必要となり、給料や保険料の負担の増加等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### （2）食材調達について

#### ① BSE、鳥インフルエンザについて

BSE や鳥インフルエンザのような食材に重大な影響を及ぼす問題が発生した場合、仕入価格への影響や必要数量確保への影響が考えられ、当社の業績に影響を与える可能性があります。



## ② 天災・天候不順について

天候不順で農作物が不作という状況になった場合には、仕入価格への影響や必要数量確保への影響が考えられ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

## ③ 偽装表示について

外食業界におきましては、一部企業の産地偽装や賞味期限の改ざんが発生する等、食の安全性や信頼性に消費者の信用を失う事件が発生しております。当社はトレーサビリティが確保されているなど信頼が確保された納入業者から仕入を行うことで適正な商品表示に努めております。しかしながら表示内容に重大な誤り等が発生した場合、社会的信用の低下により来客数が減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## ④ 特定の取引先への依存について

当社は、主要食材である牛肉類を沖縄エリアでは株式会社共栄ミート、東京エリアでは株式会社ミートコンパニオンから仕入れており、平成 24 年 9 月期において株式会社共栄ミートは沖縄エリア仕入高全体の 65.7%、株式会社ミートコンパニオンは東京エリア仕入高全体の 67.7%を占めております。これは、沖縄県産和牛の取引量確保及び食の安心・安全確保のため食材の仕入先を厳選したものであります。

今後も安定的な供給を確保するため、仕入先との協業・業務提携等を検討しておりますが、何らかの要因により仕入先との取引が継続できなくなった場合は、当社の業績や事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

## (3) 法的規制について

### ① 食品衛生法について

当社が業とする外食事業については食品衛生法に基づき都道府県知事より飲食店営業許可を取得しております。そのため、食品衛生法の規定に違反した場合、食品等の廃棄処分、営業許可の取り消し、営業の禁止、一定期間の営業停止等の処分を命じられることがあります。

現時点において、上記処分の対象となるような事由は発生しておりません。また各店舗で厳正な食材の取扱い及び衛生管理を実施するとともに、店舗責任者を中心に清潔な店作りに注力しておりますが、今後食中毒等の事故が発生した場合は、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### ② 道路交通法（酒気帯び運転等の禁止）について

飲酒運転が社会問題化しており、酒類提供飲食店等に対する目もさらに厳しいものとなっております。当社店舗では、自動車による来店客への代行運転業者の紹介及び店頭での告知や、店舗従業員に対する教育の徹底に取り組んでおりますが、今後飲酒運転や酒類提供に対する法的規制が更に強化された場合、さらなる対策強化のための費用負担増加及び酒類の売上減少等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### ③ 法令遵守について

当社は、行動指針の制定、コンプライアンス規程の整備・運用等、法令遵守体制の整備と研修を行っております。しかしながら、役職員等に法令違反が発生した場合には、社会的信用の低下により来客数が減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (4) 人材の確保及び育成について

当社の主力業態である鉄板焼ステーキレストラン「碧」では、対面調理による高品質なサービスを消費者に提供することに努め、他社との差別化を図っております。そのため、一定以上の「調理技術」、「接客力」、及び店舗運営のための「管理能力」を備えた店舗責任者並びに従業員の育成が必要不可欠になります。また当社は未だ成長途上であるため、今後の事業の拡大に応じて適宜人員の採用・育成を行い、内部管理体制の強化を図る必要があります。したがって人材の採用・育成が順調に進まない場合には、計画どおり店舗開発を行うことができず、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) 小規模組織であることについて

当社は、平成 25 年 3 月 31 日現在取締役 4 名、監査役 1 名、従業員 60 名と組織が小さく、内部管理体制もこのような組織の規模に応じたものとなっております。また、小規模な組織であるため、業務を特定の個人に依存している場合があります。今後、さらなる権限の委譲や業務の定型化、代替人員の確保などを行う予定ですが、特定の役職員の社外流出などにより、一時的に当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(6) 感染症（新型インフルエンザ等）の流行について

新型インフルエンザ等の感染症の発生により、消費者が外出を控えること等により来客数が減少した場合や従業員への波及により店舗を運営する人員が確保出来ない場合は、店舗運営に支障をきたし、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 消費税率引上げに伴うリスク

平成 24 年 8 月に成立した消費税増税法案に基づき段階的に消費税率が引き上げられる予定です。その影響により個人消費が落ち込んだ場合や増税部分を十分に価格に転嫁できない場合は、売上高の減少や利益率の悪化により、当社の業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 原子力発電所稼働停止に伴う電力供給及び電気料金値上げに伴うリスク

当社は沖縄県外へ積極的に出店する方針であります。沖縄県における主要電力供給元である沖縄電力は原子力発電施設を保有していませんが、県外においては原発の稼働停止に伴う電力の供給不安は当面継続し、また電気料金の大幅な値上げも想定されております。県外店舗への依存割合の増加や今後の電力事情によっては、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 外食業界の業界環境について

当社の属する外食業界は、既に成熟した業界であり、市場規模の拡大は見込めない傾向にあります。また、外食業界は景気動向の影響を受けやすく、景気動向によっては業績が大きく左右されることが考えられます。さらに当該業界には、現在参入障壁と言えるものが存在していません。

当社といたしましては、使用する食材へのこだわり、ホスピタリティ溢れるサービスの提供等による「お客さまに満足感をご提供する」という会社理念を徹底して実践し、他社との差別化を図り、景気変動や他社との競争に左右されにくい企業運営を行う方針であります。しかし景気が悪化した場合や当社と同様のコンセプトを持つ競合他社が出現するなど、競争が激化した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 特定の経営者への依存について

当社の事業は、代表取締役西里弘一、専務取締役奥間弘子の経営能力、企画力、人的ネットワークに大きく依存しています。今後、同人に依存しない組織体制を確立していく計画ですが、代表取締役西里弘一、専務取締役奥間弘子が退任等の何らかの理由により経営から退いた場合、当社の今後の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお発行者情報提出日現在において、代表取締役西里弘一、専務取締役奥間弘子はそれぞれ当社の発行済株式総数の 45.7%を所有する筆頭株主であります。

(11) 資金調達について

当社は自己資金及び銀行借入による資金調達により新規店舗の出店を行っております。自己資金及び金融機関からの資金調達は円滑に行われているので問題はありませんが、今後、出店資金を自己資金で賄えず、かつ金融機関からの借入が円滑に行われないことで予定通りの出店が進まなかった場合は、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(12) 配当政策について

当社は、株主への配当政策を重要な経営課題と認識しておりますが、過年度においては、新規出店や人材育成への投資等に利益を充当することにより事業を拡大し、将来の利益貢献を果たすことが株主に対する最大の利益還元につながるとの認識から、内部留保を優先させてまいりました。今後の配当につきましては、業績、配当性向、キャッシュ・フローとのバランス等を総合的に勘案しながら、安定的な配当の継続を基本に、株主への利益還元に努めてまいりたいと考えております。

**5 【経営上の重要な契約等】**

該当事項はありません。

**6 【研究開発活動】**

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、公表日（平成25年4月30日）現在において当社が判断したものであります。

### （1）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

### （2）財政状態の分析

#### （流動資産）

当事業年度末における流動資産の残高は、190,135千円（前事業年度末は、157,607千円）となり32,527千円増加しました。現金及び預金が24,699千円増加したことが主な要因であります。

#### （固定資産）

当事業年度末における固定資産の残高は、261,605千円（前事業年度末は、238,727千円）となり22,878千円増加しました。有形固定資産が14,903千円、投資有価証券が9,797千円増加したことが主な要因であります。

#### （流動負債）

当事業年度末における流動負債の残高は、101,875千円（前事業年度末は、81,169千円）となり20,705千円増加しました。未払法人税等が15,642千円増加したことが主な要因であります。

#### （固定負債）

当事業年度末における固定負債の残高は、43,396千円（前事業年度末は、62,308千円）となり18,911千円減少しました。長期借入金が8,760千円、社債が10,000千円減少したことが主な要因であります。

#### （純資産）

当事業年度における純資産の残高は、306,468千円（前事業年度末は、252,857千円）となり、53,611千円増加しました。これは利益剰余金が53,546千円増加したことが主な要因であります。

### （3）経営成績の分析

#### ①売上高

売上高は前期に比較して69,226千円増加し692,037千円（前期比11.1%増）となりました。これは鉄板焼ステーキレストラン碧銀座三越店、鉄板焼ステーキレストラン碧国際通り松尾店が好調に推移したことによります。

#### ②売上総利益

売上総利益につきましては、売上総利益は前期に比較して36,487千円増加し362,728千円（前期比11.2%増）となりました。

#### ③販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は前期に比較して14,383千円増加し、271,258千円（前期比5.6%増）となりました。

#### ④営業利益

販売費及び一般管理費の増加を低く抑えることができたため、営業利益は前期に比べ22,104千円増加し91,469千円（31.9%増）となりました。

#### ⑤営業外損益・経常利益

経常利益は前期に比較して24,020千円増加し91,380千円（前期比35.7%増）となり当社設立以来の過去最高益となりました。

#### ⑥特別損益・当期純利益

特別損益につきましては、当期は前期に特別損失として計上した「資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額」3,705千円が計上されませんでした。

当期純利益は売上高、営業利益、経常利益の増加もあり前期に比べて 21,649 千円増加し 53,546 千円（前期比 67.9%増）となりました。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(6) 運転資本

上場予定日（平成 25 年 6 月 4 日）から 12 ヶ月間の当社の運転資本は、新規出店費用の支払が予定されておりますが、平成 25 年 2 月及び 3 月の銀行借入の実行もあり、十分であることを確認しております。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【設備投資等の概要】

当期において実施した設備投資の総額は、3,846千円（無形固定資産含む。）であります。その主なものは次のとおりであります。なおセグメント別の記載はしていません。

・おきなわ赤鶏とあぐーのお店「とりひろ」那覇松山店内装工事及び設備購入	1,754千円
・鉄板焼ステーキレストラン「碧」国際通り三越前店設備購入	767千円
・鉄板焼ステーキレストラン「碧」国際通り松尾店設備購入	767千円
・鉄板焼ステーキレストラン「碧」銀座三越店設備購入	344千円

## 2 【主要な設備の状況】

平成 24 年 9 月 30 日現在

事業所名 (所在地)	事業内容	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	土地 (面積㎡)	工具器具 備品	その他	合計	
本社 (沖縄県那覇市)	—	本社設備	10,696	— (—) [165.86]	93	627	11,417	5
碧 銀座三越店 (東京都中央区)	レストラン 事業	直営店舗	41,161	— (—) [149.72]	2,340	411	43,913	16
碧 国際通り 三越前店 (沖縄県那覇市)	レストラン 事業	直営店舗	18,363	— (—) [147.76]	500	—	18,864	11
碧 国際通り 松尾店 (沖縄県那覇市)	レストラン 事業	直営店舗	18,580	— (—) [148.89]	1,056	—	19,637	11
碧 おもろまち店 (沖縄県那覇市)	レストラン 事業	直営店舗	55,589	— (—) [641.94]	81	—	55,671	9
とりひろ 那覇松山店 (沖縄県那覇市)	レストラン 事業	直営店舗	21,248	— (—) [199.03]	1,548	—	22,797	8
合計	—	—	165,640	— (—) [1,453.20]	5,621	1,039	172,301	60

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 3. 建物及び土地の一部を賃借しております。年間賃借料は 71,191 千円であります。なお、賃借している土地の面積は[ ]で外書きしております。



### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設

平成 25 年 3 月 31 日現在

事業所名 (所在地)	事業内容	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了 予定年月日		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
とりひろ 京橋店 (東京都中央区)	レストラン 事業	店舗 設備	71,750	51,174	自己資金及び 銀行借入	平成 24 年 10 月	平成 25 年 4 月	128.52 m <sup>2</sup>
碧 うめきた店 (大阪府大阪市)	レストラン 事業	店舗 設備	120,616	80,630	自己資金及び 銀行借入	平成 24 年 11 月	平成 25 年 4 月	167.00 m <sup>2</sup>

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株)(平成24年9月30日)	公表日現在発行数(株)(平成25年4月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,160,000	1,570,000	5,900	590,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,160,000	1,570,000	5,900	590,000	—	—

(注) 平成25年1月9日開催の取締役会決議により、平成25年2月22日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は2,138,400株増加し、2,160,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権①

取締役会決議日（平成 17 年 10 月 9 日） 株主割当		
区分	最近事業年度末現在 （平成 24 年 9 月 30 日）	公表日の前月末現在 （平成 25 年 3 月 31 日）
新株予約権の数(個)	300 (注) 1	300 (注) 2, 6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(個)	2,700 (注) 2, 4	270,000 (注) 3, 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,112 (注) 3	112 (注) 4
新株予約権の行使期間	平成 17 年 10 月 10 日から 平成 27 年 10 月 9 日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,112 資本組入額 5,556	発行価格 112 資本組入額 56
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の権利行使は一部行使ができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、9 株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）} \cdot \text{併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

4. 平成 18 年 4 月 12 日の取締役会決議に基づき平成 18 年 4 月 27 日に 1 : 9 の株式分割により、新株予約権①の株式数及び払込金額は、上記算式により調整されております。

5. 平成 25 年 1 月 9 日の取締役会決議に基づき平成 25 年 2 月 22 日に 1 : 100 の株式分割により、新株予約権①の株式数及び払込金額は、上記算式により調整されております。

6. 当該新株予約権については、平成 25 年 4 月 10 日付でその保有者より全ての権利に付き放棄する旨の意思表示があり、同月 12 日の取締役会で消却しております。

新株予約権②

取締役会決議日（平成 19 年 4 月 20 日）		
区分	最近事業年度末現在 （平成 24 年 9 月 30 日）	公表日の前月末現在 （平成 25 年 3 月 31 日）
新株予約権の数(個)	83 (注) 1	83 (注) 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83 (注) 3	8,300 (注) 3, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000 (注) 4, 5	1,000 (注) 4, 5
新株予約権の行使期間	平成 20 年 4 月 28 日から 平成 28 年 4 月 27 日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた 者が取締役及び監査役及び従 業員の場合は、権利行使時に おいても、当社取締役及び監 査役及び従業員の状態にある ことを要す。 その他の条件は、当社と新 株予約権の割当を受けた者との 間で締結する「新株予約権 付与契約」でさだめるところ による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入そ の他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。  
 2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100 株であります。  
 3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

4. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

5. 平成 25 年 1 月 9 日の取締役会決議に基づき平成 25 年 2 月 22 日に 1 : 100 の株式分割により、新株予約権②の株式数及び払込金額は、上記算式により調整されております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年2月22日(注)	584,100	590,000	—	55,000	—	25,000

(注) 平成25年1月9日の取締役会決議に基づき、平成25年2月22日に実行された1:100の株式分割による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	5	—	—	132	137	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	116	—	—	5,784	5,900	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	2.0	—	—	98.0	100	—

(注) 平成25年1月9日開催の取締役会決議により、平成25年2月22日付で1単元の株式数は1株から100株となっております。

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成 25 年 4 月 30 日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 590,000	5,900	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	590,000	—	—
総株主の議決権	—	5,900	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法第240条の規定に基づき、平成19年4月20日の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成19年4月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 2 当社従業員 56 親密取引先 1
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 【新株予約権等の状況】に記載のとおりです。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

4. 平成25年1月9日の取締役会決議に基づき平成25年2月22日に1:100の株式分割により、新株予約権②の株式数及び払込金額は、上記算式により調整されております。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、今後の成長に向けた設備投資を機動的に行うため、また経営基盤の安定化を図るため内部留保を優先することを基本方針としております。内部留保資金につきましては、今後の事業拡大に活用していく所存であります。

よって、当期配当につきましては、上記方針から実施しておりません。

## 4 【株価の推移】

当社の株式は日本証券業協会において平成 18 年 5 月 24 日付で指定を受けたグリーンシート銘柄（コード 3039）であることから、日本証券業協会における株式の月別売買高及び月別最高・最低価格を記載いたします。

なお、平成 25 年 2 月 22 日に開催された株主総会の決議により当社は株券不発行会社に移行し、すべての取扱会員からの指定が取り消されることとなったため、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」第 37 条第 1 項の規定に基づき、日本証券業協会より平成 25 年 2 月 22 日付で当該市場の登録が取り消しとなっております。

### (1) 【最近 3 年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第 9 期	第 10 期	第 11 期
決算年月	平成 22 年 9 月	平成 23 年 9 月	平成 24 年 9 月
最高(円)	41,000	—	30,000
最低(円)	29,100	—	29,100

(注) 1 最高・最低株価は、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」に基づくグリーンシート銘柄としての売買価格であります。

2 第 10 期は売買の実績がありません。

### (2) 【最近 6 月間の月別最高・最低株価】

回次	平成 24 年 10 月	11 月	12 月	平成 25 年 1 月	2 月	3 月
最高(円)	67,000	—	67,000	110,000	50,000	—
最低(円)	67,000	—	67,000	110,000	50,000	—

(注) 1 最高・最低株価は、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」に基づくグリーンシート銘柄としての売買価格であります。

2 平成 24 年 11 月については売買実績がありません。また平成 25 年 3 月については、平成 25 年 2 月 22 日付でグリーンシート市場の登録が取り消しとなったため売買実績はありません。



## 5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	西里 弘一	昭和 21 年 5 月 3 日	昭和 41 年 4 月 琉球信託株式会社(現琉信ハウジング株式会社)入社 平成 11 年 6 月 鉄板焼ステーキレストラン碧開業 平成 13 年 10 月 有限会社碧設立 代表取締役就任 平成 17 年 9 月 株式会社碧 代表取締役就任(現任)	(注) 1	(注) 3	270,000
専務取締役	運営 部長	奥間 弘子	昭和 22 年 7 月 29 日	昭和 42 年 4 月 沖縄工業商事株式会社入社 昭和 48 年 9 月 株式会社共栄ミート入社 昭和 62 年 4 月 神谷会計事務所入所 平成 11 年 6 月 鉄板焼ステーキレストラン碧開業 平成 13 年 10 月 有限会社碧設立 専務取締役就任 平成 17 年 9 月 株式会社碧 専務取締役就任(現任)	(注) 1	(注) 3	270,000
取締役	管理 部長	平良 均	昭和 40 年 1 月 31 日	昭和 63 年 4 月 大和証券株式会社入社 平成 6 年 8 月 沖縄大原簿記専門学校入社 平成 11 年 8 月 デジタルメディアファクトリー株式 社入社 平成 13 年 2 月 エア・キャッチ・ドットコム株式 社入社 平成 14 年 3 月 マリーンシステムアソシエイツ株式 社入社 平成 15 年 2 月 レキオファーマ株式会社入社 平成 22 年 10 月 ラクビア・インベストメント・アンド・ コンサルティング株式会社 代表取締 役就任(現任) 平成 25 年 1 月 株式会社碧入社 管理部長(現任) 平成 25 年 2 月 株式会社碧 取締役就任(現任)	(注) 1	—	—
取締役		上原 トミ子	昭和 22 年 4 月 9 日	昭和 51 年 3 月 株式会社東恩納組入社 平成 9 年 5 月 金秀建設株式会社入社 平成 17 年 9 月 株式会社碧 監査役就任 平成 19 年 4 月 株式会社壺川ビル管理入社 平成 21 年 4 月 金秀グリーン株式会社入社(現任) 平成 21 年 12 月 株式会社碧 取締役就任(現任)	(注) 1	—	700
監査役 (常勤)		宇根 良建	昭和 19 年 6 月 17 日	昭和 38 年 4 月 株式会社琉球銀行入行 昭和 43 年 10 月 沖縄教職員共済会入社 昭和 47 年 10 月 沖縄松下ライフエレクトロニクス株式 会社入社 平成 16 年 3 月 沖縄松下ライフエレクトロニクス株式 会社退社 平成 18 年 12 月 株式会社碧 常勤監査役就任(現任)	(注) 2	(注) 3	—
計							540,700

- (注) 1. 取締役の任期は、平成 23 年 9 月期に係る定時株主総会終結の時から平成 25 年 9 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、平成 22 年 9 月期に係る定時株主総会終結の時から平成 26 年 9 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 平成 24 年 9 月期における役員報酬の総額は 49,900 千円を支給しております。
4. 取締役 上原トミ子氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。
5. 監査役 宇根良建氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は会社理念である「お客さまに満足感をご提供する」ことを事業活動における最も重要な目的に位置づけております。またそれを実践することにより会社が発展し、継続的に企業価値を高めることができると考えており、その結果、株主の皆様を始めとする各ステークホルダーへの責任に応えることができると考えております。

企業理念を実現するために当社は、事業環境の変化に迅速に対応できる効率的な組織体制や諸制度を整備するとともに、経営における透明性の向上や監視機能強化の観点から、株主や投資家に対する的確な情報開示に取り組むことが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつとして位置づけております。当社は、公正かつ効率的な経営に取り組むにあたり、コーポレート・ガバナンスが重要な課題であると認識しております。そのため、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、利害関係者の意思や利益を適切に反映し株主から信頼される経営を目指しております。

#### ②コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

当社の取締役会は、平成 25 年 4 月 30 日現在 4 名で構成し、会社法で定められた取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務遂行の状況を逐次監督しております。また情報開示体制については、担当 J-Adviser の指導を随時受けながら、経営情報の迅速な開示を目的として、株主及び投資家に対して決算データ等の情報開示に努めております。

##### 1) 取締役会

取締役会は取締役 4 名で構成されており、経営方針、業務の意思決定を行い、取締役の職務執行を取り締まる機関と位置づけ、運営されております。原則として毎月 1 回開催される他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、監査役が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

##### 2) 監査役

当社は監査役制度を採用しております。監査役は取締役会やその他社内会議に出席し、取締役の業務執行を監督すると共に、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、代表取締役と定期的に会合を持ち、問題点を報告しております。監査法人とは監査方針について意見交換を行い、監査の方法や結果について定期的に監査法人より報告を受けております。

##### 3) 内部監査

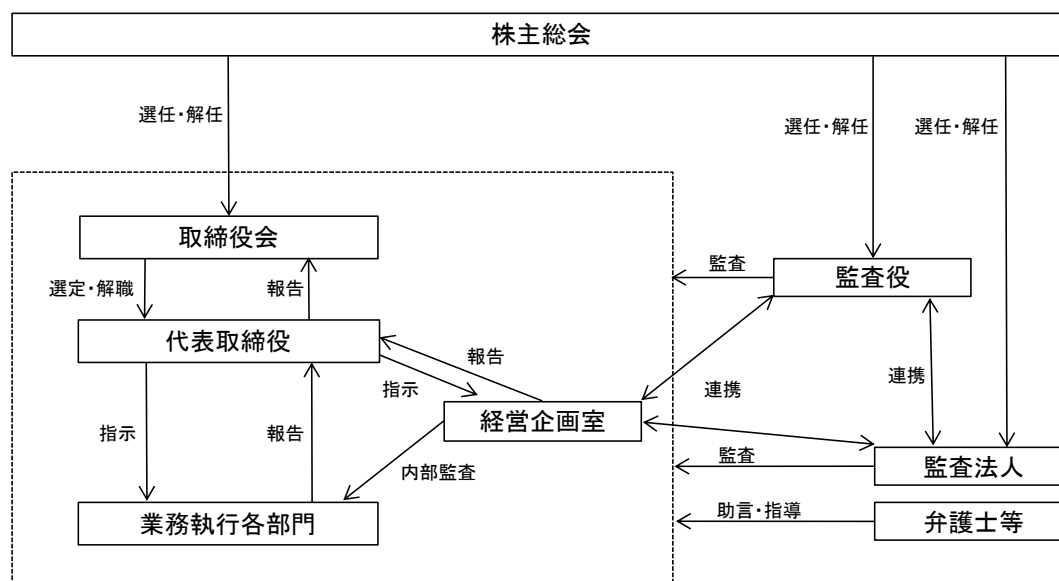
会社規模が比較的小規模であるため、内部監査室などの選任部署は置かず、代表取締役の指名により経営企画室長が内部監査責任者を兼務しております。内部監査責任者は被監査部門から独立した内部監査担当者（1 名）を指名し、代表取締役の指示により各部門の内部監査を実施しております。

##### 4) 会計監査

当社は如水監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 5 項の規定に基づき監査を受けております。なお平成 24 年 9 月期において監査を執行した公認会計士は廣島武文氏、児玉邦康氏の 2 名であり、いずれも継続監査年数は 7 年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士 1 名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



### ③内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は会社理念として「碧の理念」を定めており、これを具現化するための経営指針、行動指針を定め、役職員全員で共有し、実践します。
- b. 取締役及び従業員が、法令・定款の遵守を徹底するため、企業倫理の徹底に向けた社内教育を実施します。
- c. 当社の役員・従業員は、当社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、管理部長に報告するものとします。管理部長は、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、代表取締役と協議のうえ必要と認める場合適切な対策を決定します。
- d. 代表取締役は経営企画室長に命じた上で内部監査担当者を選任し、これを直轄しております。内部監査担当者は、経営企画室長の指示に基づき業務執行状況の内部監査を行います。
- e. 当社の役員・従業員は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

#### 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報に関して、文書管理規程、取締役会規程等に従い、文書又は電磁的方法により記録を作成し、適切に保存及び管理（廃棄を含む）を行います。
- b. 取締役の職務執行情報に関して、監査役又は監査役を補助する従業員が閲覧を求めた場合、担当取締役は、速やかに当該情報・文書を閲覧に供します。

#### 3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会を毎月1回定時開催するほか、必要に応じて随時開催します。そこで審議・決定された内容は、職務を執行する担当部門において速やかに実施します。
- b. 職務権限規程、職務分掌規程において、取締役・従業員の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、決裁に関わる規程を適宜見直し、適正かつ効率的な体制を確保します。
- c. 内部監査を担当する部門を「経営企画室」とし、各部門の業務執行の適正性や妥当性をモニタリングし、適時、代表取締役への報告を行います。
- d. 各種専門家等の第三者の関与を通じてコーポレート・ガバナンス体制の充実・強化を図ります。

4) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制  
監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席し、取締役及び従業員から重要事項の報告を受けます。  
また、取締役及び従業員は、下記に定める事項につき、直接、必要な報告を行います。

- ・ 当社の内部統制システム構築に係る部門の活動状況
- ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・ 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- ・ 当社が保有する個人情報の管理状況
- ・ その他、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実

5) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、重要な意思決定や業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、業務執行状況に関する文書を読覧し、取締役又は従業員から説明を求めることができます。
- b. 監査役は、監査の実施にあたり、内部監査主管部署である経営企画室や監査法人と意見交換を行い、連携を図ります。

④ 社外取締役及び社外監査役との関係について

当社では社外取締役1名を選任しておりますが、当社株式の一部を保有しているほか、当社との人的関係・資本的関係・取引関係又はその他の利害関係は一切ありません。また、当社では社外監査役1名を選任しておりますが、当社との人的関係・資本的関係・取引関係又はその他の利害関係は一切ありません。

⑤ 取締役の定数について

取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

⑥ 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	3,500	—
計	3,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は定めておりませんが、監査日数等を勘案し、監査役の同意を得て決定しております。

7 【関連当事者取引】

「第6 【経理の状況】 【関連当事者情報】」に記載のとおりであります。

## 第6 【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度(平成23年10月1日から平成24年9月30日まで)の財務諸表について、如水監査法人の監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適切に把握し、変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人との連携や各種セミナー等への積極的な参加を行っております。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 23 年 9 月 30 日)	当事業年度 (平成 24 年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	117,315	142,014
預け金	16,050	18,859
売掛金	9,989	10,569
商品及び製品	1,319	1,468
原材料及び貯蔵品	2,635	5,486
前払費用	5,472	5,889
繰延税金資産	3,612	4,609
その他	1,211	1,236
流動資産合計	157,607	190,135
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	181,398	165,640
車両運搬具(純額)	589	352
工具、器具及び備品(純額)	5,826	5,621
建設仮勘定	—	31,103
有形固定資産合計	187,814	202,717
無形固定資産		
ソフトウェア	666	658
電話加入権	28	28
無形固定資産合計	695	686
投資その他の資産		
投資有価証券	1,120	10,917
出資金	10	10
長期貸付金	5,579	5,013
長期前払費用	1,524	3,262
敷金・保証金	38,910	38,996
保険積立金	3,073	—
投資その他の資産合計	50,218	58,200
固定資産合計	238,727	261,605
資産合計	396,334	451,740

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 23 年 9 月 30 日)	当事業年度 (平成 24 年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	12,135	13,116
一年内返済予定の長期借入金	8,760	8,760
一年内償還予定社債	10,000	10,000
未払金	5,664	6,764
未払費用	12,939	17,318
未払法人税等	15,168	30,811
未払消費税等	9,956	5,858
賞与引当金	4,754	4,817
その他	1,789	4,429
流動負債合計	81,169	101,875
固定負債		
社債	20,000	10,000
長期借入金	18,830	10,070
繰延税金負債	1,603	1,553
退職給付引当金	5,710	5,572
資産除去債務	16,047	16,201
その他	116	—
固定負債合計	62,308	43,396
負債合計	143,477	145,271



(単位：千円)

	前事業年度 (平成 23 年 9 月 30 日)	当事業年度 (平成 24 年 9 月 30 日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	55,000	55,000
資本剰余金		
資本準備金	25,000	25,000
資本剰余金合計	25,000	25,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	172,959	226,505
利益剰余金合計	172,959	226,505
株主資本合計	252,959	306,505
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△102	△36
評価・換算差額等合計	△102	△36
純資産合計	252,857	306,468
負債純資産合計	396,334	451,740

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成 22 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日)	(自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 24 年 9 月 30 日)
売上高	622,810	692,037
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	1,372	1,319
当期商品仕入高	24,385	28,122
当期製品製造原価	272,131	301,334
合計	297,889	330,777
商品及び製品期末たな卸高	1,319	1,468
商品及び製品売上原価	296,570	329,308
売上総利益	326,240	362,728
販売費及び一般管理費	※1 256,875	※1 271,258
営業利益	69,365	91,469
営業外収益		
受取利息	309	259
有価証券利息	—	55
受取配当金	4	4
為替差益	—	660
退職給付引当金戻入額	—	323
その他	835	535
営業外収益合計	1,148	1,838
営業外費用		
支払利息	915	465
社債利息	346	336
保険積立金解約損	—	758
その他	1,891	366
営業外費用合計	3,153	1,927
経常利益	67,360	91,380
特別損失		
固定資産除却損	※2 21	※2 98
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	3,705	—
投資有価証券評価損	—	319
特別損失合計	3,727	417
税引前当期純利益	63,632	90,962
法人税、住民税及び事業税	15,204	38,513
法人税等調整額	16,531	△1,097
法人税等合計	31,736	37,416
当期純利益	31,896	53,546

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成 22 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日)		当事業年度 (自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 24 年 9 月 30 日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費	※ 1	118,296	43.5	130,251	43.2
II 労務費		133,395	49.0	149,056	49.5
III 経費		20,439	7.5	22,026	7.3
当期総製造費用		272,131	100.0	301,334	100.0
仕掛品期首たな卸高		—		—	
合計		272,131		301,334	
仕掛品期末たな卸高		—		—	
当期製品製造原価	272,131		301,334		

(注) ※ 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
水道光熱費	19,660	21,263
減価償却費	778	763

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成 22 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日)		(自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 24 年 9 月 30 日)	
株主資本				
資本金				
当期首残高	55,000		55,000	
当期変動額				
当期変動額合計	—		—	
当期末残高	55,000		55,000	
資本剰余金				
資本準備金				
当期首残高	25,000		25,000	
当期変動額				
当期変動額合計	—		—	
当期末残高	25,000		25,000	
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金				
当期首残高	141,062		172,959	
当期変動額				
当期純利益	31,896		53,546	
当期変動額合計	31,896		53,546	
当期末残高	172,959		226,505	
利益剰余金合計				
当期首残高	141,062		172,959	
当期変動額				
当期純利益	31,896		53,546	
当期変動額合計	31,896		53,546	
当期末残高	172,959		226,505	
株主資本合計				
当期首残高	221,062		252,959	
当期変動額				
当期純利益	31,896		53,546	
当期変動額合計	31,896		53,546	
当期末残高	252,959		306,505	
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金				
当期首残高	△176		△102	
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	74		65	
当期変動額合計	74		65	
当期末残高	△102		△36	
評価・換算差額等合計				
当期首残高	△176		△102	
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	74		65	

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成 22 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 24 年 9 月 30 日)
当期変動額合計	74	65
当期末残高	△102	△36
純資産合計		
当期首残高	220,885	252,857
当期変動額		
当期純利益	31,896	53,546
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	74	65
当期変動額合計	31,971	53,611
当期末残高	252,857	306,468

## ④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成 22 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日)	(自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 24 年 9 月 30 日)	(自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 24 年 9 月 30 日)	(自 平成 24 年 9 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益	63,632		90,962	
減価償却費	22,481		19,956	
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	965		△138	
賞与引当金の増減額 (△は減少)	3,231		63	
受取利息及び受取配当金	△313		△319	
支払利息	915		802	
為替差損	183		—	
固定資産除却損	21		98	
投資有価証券評価損	—		319	
売上債権の増減額 (△は増加)	1,147		△580	
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△791		△2,999	
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,195		980	
未払費用の増減額 (△は減少)	△35		4,400	
未払消費税等の増減額 (△は減少)	9,956		△4,098	
未払金の増減額 (△は減少)	△1,874		849	
その他	10,396		684	
小計	108,723		110,981	
利息及び配当金の受取額	313		315	
利息の支払額	△915		△831	
法人税等の支払額	△250		△22,871	
営業活動によるキャッシュ・フロー	107,870		87,594	
投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支出	△69,833		△20,602	
定期預金の払い戻しによる収入	—		10,436	
有形固定資産の取得による支出	△2,412		△34,487	
無形固定資産の取得による支出	△700		△212	
投資有価証券の取得による支出	—		△10,000	
貸付金の回収による収入	555		565	
その他	5,970		—	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△66,419		△54,301	

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成 22 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 24 年 9 月 30 日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△33,069	△8,760
社債の償還による支出	△10,000	△10,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△43,069	△18,760
現金及び現金同等物に係る換算差額	△183	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△1,801	14,532
現金及び現金同等物の期首残高	49,284	47,482
現金及び現金同等物の期末残高	※1 47,482	※1 62,014

## 【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

## 【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - その他有価証券
  - 時価のあるもの  
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - 時価のないもの  
移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 商品・原材料  
先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - (2) 貯蔵品  
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法を採用しております。但し、建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下の通りです。  
建物                    8～41年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
4. 引当金の計上基準
  - (1) 賞与引当金  
従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。
  - (2) 退職給付引当金  
従業員に対する退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると見込まれる額を計上しております。
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  
手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。



**【追加情報】**

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

**【注記事項】**

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年9月30日)		当事業年度 (平成24年9月30日)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	88,673千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額	110,081千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)		当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	
※1	販売費に属する費用のおおよその割合は5.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は94.5%であります。 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 49,800千円 給与手当 14,963千円 減価償却費 21,703千円 地代家賃 75,759千円 カード手数料 12,333千円	※1	販売費に属する費用のおおよその割合は7.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は92.8%であります。 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 49,900千円 給与手当 21,713千円 減価償却費 19,193千円 地代家賃 74,140千円 カード手数料 13,610千円
※2	固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 車両運搬具 21千円	※2	固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 工具、器具及び備品 98千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成 22 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式 普通株式	5,900 株	—	—	5,900 株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末	
第 1 回新株予約権 (平成 17 年 10 月 9 日発行)	普通株式	2,700	—	—	2,700	—
第 2 回新株予約権 (平成 19 年 4 月 20 日発行)	普通株式	115	—	—	115	—
合計		2,815	—	—	2,815	—

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 24 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式 普通株式	5,900 株	—	—	5,900 株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (千円)
		当事業年度期首	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末	
第 1 回新株予約権 (平成 17 年 10 月 9 日発行)	普通株式	2,700	—	—	2,700	—
第 2 回新株予約権(注) (平成 19 年 4 月 20 日発行)	普通株式	115	—	32	83	—
合計		2,815	—	32	2,783	—

(注)第 2 回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権割当契約書の第 1 条(6)項「新株予約権の行使の条件」による、該当者の退職に伴う権利消失等によるものであります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成 22 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 24 年 9 月 30 日)
現金及び預金勘定	117,315 千円	142,014 千円
預入期間が 3 ヶ月超の定期預金	△69,833 千円	△80,000 千円
現金及び現金同等物	47,482 千円	62,014 千円

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年9月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	5,200	3,755	1,444
合計	5,200	3,755	1,444

(単位：千円)

	当事業年度 (平成24年9月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	5,200	4,622	577
合計	5,200	4,622	577

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
1年内	940	734
1年超	734	—
合計	1,674	734

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	当事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)
支払リース料	998	998
減価償却費相当額	866	866
支払利息相当額	100	57

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(金融商品関係)

前事業年度（自平成 22 年 10 月 1 日 至平成 23 年 9 月 30 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ等の投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は市場価格等の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係る管理体制

①信用リスク

当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券である株式は、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品と時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 9 月 30 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	117,315	117,315	—
(2) 売掛金	9,989	9,989	—
資産計	127,304	127,304	—
(1) 買掛金	12,135	12,135	—
(2) 社債（一年内償還予定社債含む）	30,000	30,000	—
(3) 長期借入金（一年内返済予定の長期借入金含む）	27,590	27,590	—
負債計	69,725	69,725	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 社債(一年内償還予定社債含む)

当社の発行する社債は、市場価格がないため、元利金の合計額を同種の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値で算定しております。

(3) 長期借入金(一年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	116,224	—	—	—
売掛金	9,989	—	—	—
合計	126,213	—	—	—

(注3) 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
社債	10,000	10,000	—	—
長期借入金	8,760	8,760	1,310	—
合計	18,760	18,760	1,310	—

当事業年度(自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ等の投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は市場価格等の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係る管理体制

①信用リスク

当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券である株式は、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品と時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 24 年 9 月 30 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが困難と認められるものは含まれておりません（（注 2）を参照ください。）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	142,014	142,014	—
(2) 売掛金	10,569	10,569	—
(3) 投資有価証券	10,434	10,434	—
資産計	163,019	163,019	—
(1) 買掛金	13,116	13,116	—
(2) 社債（一年内償還予定社債含む）	20,000	20,000	—
(3) 長期借入金（一年内返済予定の長期借入金含む）	18,830	18,850	20
負債計	51,946	51,966	20

（注 1） 金融商品の時価の算定方法に関する事項

### 資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は、取引金融機関等から提示された価格によっております。

### 負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 社債（一年内償還予定社債含む）

当社の発行する社債は、市場価格がないため、元利金の合計額を同種の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値で算定しております。

(3) 長期借入金（一年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注 2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	482

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

（注 3） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	139,683	—	—	—
売掛金	10,569	—	—	—
投資有価証券	—	—	10,000	—
合計	150,253	—	10,000	—

（注 4） 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」をご参照ください。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(平成23年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(平成24年9月30日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
①社債	10,122	10,000	122
小計	10,122	10,000	122
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	312	491	△179
(2) 債券			
①社債	—	—	—
小計	312	491	△179
合計	10,434	10,491	△56

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(平成23年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

当事業年度(平成24年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。



(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成 23 年 9 月 30 日)	当事業年度 (平成 24 年 9 月 30 日)
(1) 退職給付債務 (千円)	5,710	5,572
(2) 退職給付引当金 (千円)	5,710	5,572

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成 22 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 24 年 9 月 30 日)
(1) 勤務費用 (千円)	1,521	979
(2) 退職給付費用 (千円)	1,521	979

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成 19 年 4 月 20 日
付与対象者の区分及び人数 (名) (注) 1	当社取締役 1 当社監査役 2 当社従業員 56 親密取引先 1
株式の種類及び付与数(株) (注 2)	普通株式 203
付与日	平成 19 年 4 月 26 日
権利確定条件	・新株予約権の割当を受けた者が取締役及び監査役及び従業員の場合は、権利行使時においても、当社取締役及び監査役及び従業員の地位にあることを要す。 ・その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成 20 年 4 月 28 日から 平成 28 年 4 月 27 日まで

(注) 1 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

2 株式の種類及び付与数については、株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成 24 年 9 月 30 日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

決議年月日	平成 19 年 4 月 20 日
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前事業年度末	115
権利確定	—
権利行使	—
失効 (注)	32
未行使残	83

(注) 新株予約権の減少は、新株予約権割当契約書の第1条(6)項「新株予約権の行使の条件」により、該当者の退職に伴う権利消失等のためであります。

②単価情報

決議年月日	平成19年4月20日
権利行使価格 (円)	100,000
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な 評価単価 (円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価見積方法

当事業年度において、付与されたストック・オプションはありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの本源的価値により、算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額

— 円

②当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成 23 年 9 月 30 日)	当事業年度 (平成 24 年 9 月 30 日)
繰延税金資産 (流動)		
賞与引当金	1,953 千円	1,857 千円
未払事業税	1,334 千円	2,541 千円
その他	325 千円	211 千円
繰延税金資産 (流動) 計	3,612 千円	4,609 千円
繰延税金資産 (固定)		
一括償却資産否認分	42 千円	78 千円
退職給付引当金	2,345 千円	2,018 千円
資産除去債務	6,592 千円	5,869 千円
投資有価証券評価損	— 千円	373 千円
その他有価証券評価差額金	— 千円	20 千円
その他	592 千円	— 千円
小計	9,573 千円	8,360 千円
評価性引当額	6,592 千円	6,242 千円
繰延税金負債 (固定) との相殺	△2,981 千円	△2,117 千円
繰延税金資産 (固定) 純額	— 千円	— 千円

	前事業年度 (平成 23 年 9 月 30 日)	当事業年度 (平成 24 年 9 月 30 日)
繰延税金負債 (固定)		
資産除去債務に対応する除去費用	4,585 千円	3,671 千円
繰延税金負債合計	4,585 千円	3,671 千円
繰延税金資産 (固定) との相殺	△2,981 千円	△2,117 千円
繰延税金負債 (固定) の純額	1,603 千円	1,553 千円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成 23 年 9 月 30 日)	当事業年度 (平成 24 年 9 月 30 日)
法定実効税率 (調整)	41.0%	38.5%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	0.3%
住民税均等割	0.5%	0.4%
評価性引当額の増減額	10.3%	0.3%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	— %	0.1%
その他	△2.0%	1.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.8%	41.1%

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 114 号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 117 号)が平成 23 年 12 月 2 日に公布され、平成 24 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使

用される法定実効税率は、従来の 41.0%から 38.37%、復興特別法人税適用期間終了後は 36.04%に変更されます。

なお、変更後の実効税率を当期末に適用した場合の影響は軽微であります。

(持分法損益等)

前事業年度 (自 平成 22 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日)

当社には関係会社が存在しないため、該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 24 年 9 月 30 日)

当社には関係会社が存在しないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗施設等の不動産賃貸借契約に伴う現状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を取得資産の耐用年数等に基づいて見積もり、割引率は国債の利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成 22 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 24 年 9 月 30 日)
期首残高 (注)	15,895 千円	16,047 千円
有形固定資産の取得による増加額	— 千円	— 千円
時の経過による調整額	151 千円	153 千円
資産除去債務の履行による減少額	— 千円	— 千円
期末残高	16,047 千円	16,201 千円

(注) 前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第 18 号 平成 20 年 3 月 31 日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 21 号 平成 20 年 3 月 31 日)を適用したことによる残高であります。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度 (自 平成 22 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 24 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度 (自 平成 22 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日) 及び当事業年度 (自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 24 年 9 月 30 日) 当社は、レストラン事業の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度 (自 平成 22 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の 90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 24 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の 90%を超えるため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前事業年度（自 平成 22 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 24 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前事業年度（自 平成 22 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 24 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前事業年度（自 平成 22 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 24 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

**【関連当事者情報】**

前事業年度（自 平成 22 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	西里弘一	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 45.7%	—	当社銀行借 り入れに対 する債務被 保証(注)	57,590	—	—

(注) 当社は銀行借入に対して当社代表取締役 西里弘一より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っていません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 24 年 9 月 30 日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	西里弘一	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 45.7%	—	当社銀行借 り入れに対 する債務被 保証(注)	38,830	—	—

(注) 当社は銀行借入に対して当社代表取締役西里弘一より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っていません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。



## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成 22 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 24 年 9 月 30 日)
1株当たり純資産額	428.57円	519.44円
1株当たり当期純利益金額	54.06円	90.76円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成 22 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 24 年 9 月 30 日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	31,896	53,546
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	31,896	53,546
期中平均株式数(株)	590,000	590,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の株式数281,500株)。詳細は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権の状況】」に記載のとおりであります。	新株予約権2種類(新株予約権の株式数278,300株)。詳細は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権の状況】」に記載のとおりであります。

3. 当社は平成25年2月22日付で普通株式1株につき普通株式1:100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## (会計方針の変更)

当事業年度より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。この適用により、貸借対照表日後に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の前事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりです。

1株当たり純資産額	42,857.12円
1株当たり当期純利益金額	5,406.16円

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成 22 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 24 年 9 月 30 日)
—	<p>株式分割</p> <p>平成 25 年 1 月 9 日開催の当社取締役会において、平成 25 年 2 月 22 日を効力発生の日とし、以下のとおり普通株式 1 株を 100 株に分割する旨を決議いたしました。</p> <p>(1) 分割により増加する株式数</p> <p>普通株式 584,100 株</p> <p>(2) 分割方法</p> <p>平成 25 年 1 月 25 日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割する。</p> <p>なお、(1 株当たり情報)は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。</p>

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	
投資有価 証券	その他有 価証券	株式会社サンエー	100	312
		株式会社レキオス	14	406
		株式会社アイ・ラーニング	12	76
		小計	126	794
計		126	794	

【債券】

銘柄		券面総額(千円)	貸借対照表計上額 (千円)	
投資有価 証券	その他有 価証券	第36回三菱東京UFJ銀行期限前償還条 項付社債(劣後特約付)	10,000	10,122
		小計	10,000	10,122
計		10,000	10,122	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	248,957	570	—	249,527	83,886	16,327	165,640
車両運搬具	3,034	—	—	3,034	2,681	237	352
工具、器具 及び備品	27,406	3,063	1,337	29,133	23,512	3,170	5,621
建設仮勘定	—	31,103	—	31,103	—	—	31,103
有形固定資産計	279,398	34,737	1,337	312,799	110,081	19,734	202,717
無形固定資産							
ソフトウェア	3,000	212	—	3,212	2,554	221	658
電話加入権	28	—	—	28	—	—	28
無形固定資産計	3,028	212	—	3,241	2,554	221	686
長期前払費用	7,401	2,532	—	9,934	6,672	794	3,262

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	平成21年 7月31日	30,000 (10,000)	20,000 (10,000)	0.94	なし	平成26年 7月31日
合計	—	30,000 (10,000)	20,000 (10,000)	—	—	—

(注) 1. ( ) 内書は、1年以内償還予定額であります。

2. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
10,000	10,000	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	8,760	8,760	2.0	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	18,830	10,070	2.0	平成25年10月1日 ～平成26年11月15日
合計	27,590	18,830	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	8,760	1,310	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	4,754	4,817	4,754	—	4,817

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	16,047	153	—	16,201

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	2,331
預金	
普通預金	59,683
定期預金	80,000
計	139,683
合計	142,014

② 売掛金  
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社全東信	8,679
楽天Edy株式会社	624
株式会社JTB	608
株式会社ジャンボツアーズ	187
名鉄観光サービス株式会社	138
その他	329
合計	10,569

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
9,989	272,404	271,823	10,569	96.3%	13.8日

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 商品

区分	金額(千円)
ドリンク類	1,468
合計	1,468

④ 原材料

区分	金額(千円)
牛・鶏肉・野菜類	2,069
調味料	214
合計	2,284

⑤ 貯蔵品

区分	金額(千円)
パンフレット	6
金時豆	23
陶器類	3,029
ガラス類	143
合計	3,202

⑥ 敷金・保証金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社三越	18,116
琉薬商事株式会社	10,000
株式会社おもろハウジング	5,400
株式会社ジョイントハウス	4,134
その他	1,346
合計	38,996

⑦ 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社共栄ミート	4,731
株式会社ミートコンパニオン	2,616
有限会社ロベルト商事	1,074
久米総合開発株式会社	964
その他	3,729
合計	13,116

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで		
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内		
基準日	9月30日		
株券の種類	—		
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日		
1単元の株式数	100株		
株式の名義書換え	—		
取扱場所	—		
株主名簿管理人	—		
取次所	—		
名義書換手数料	—		
新券交付手数料	—		
単元未満株式の買取り	—		
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部		
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部		
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店		
買取手数料	無料		
公告掲載方法	<p>当社の公告方法は、電子公告としております。</p> <p>ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載することとしております。</p> <p>当社の公告掲載URLは次のとおりです。</p> <p><a href="http://www.heki.co.jp/">http://www.heki.co.jp/</a></p>		
株主に対する特典	毎年9月30日現在の株主に対し、「御食事券（1,000円分）」を次の基準により贈呈しております。		
	所有株式数	贈呈枚数	有効期限
	100株から1,000株	5枚	毎年12月20日～ 翌年9月30日
	1,001株から5,000株	10枚	
	5,001株から10,000株	20枚	
10,001株以上	50枚		

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第二部 【特別情報】

### 第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。



### 第三部 【株式公開情報】

当社の株式は、日本証券業協会において平成 18 年 5 月 24 日付けで指定を受けたグリーンシート銘柄（コード 3039）であることから、日本証券業協会における株式の月別売買高及び月別最高・最低価格を記載いたします。

なお、平成 25 年 2 月 22 日付でグリーンシート銘柄の指定が取り消されましたが、当該取消日より公表日現在までの間において、特別利害関係者等による当社の株式、新株予約権、または新株予約権付社債の譲渡または譲受（新株予約権及び新株予約権付社債にかかる新株予約権の行使を含む）、及び特例 115 条に規定する第三者割当による新株発行または第三者割当による新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行はありません。

#### 第 1 【最近 2 年間の株式の月別売買高】

平成 25 年 9 月期 (単位：株、円)

月別	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
株数	1	—	1	6	1	—
金額	67,000	—	67,000	660,000	50,000	—

平成 24 年 9 月期 (単位：株、円)

月別	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
株数	—	1	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—
金額	—	29,100	29,100	—	—	—	—	30,000	—	—	—	—

平成 23 年 9 月期 (単位：株、円)

月別	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
株数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

#### 第 2 【最近 2 年間の月別最高・最低株価】

平成 25 年 9 月期 (単位：円)

月別	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
最高	67,000	—	67,000	110,000	50,000	—
最低	67,000	—	67,000	110,000	50,000	—

平成 24 年 9 月期 (単位：円)

月別	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
最高	—	29,100	29,100	—	—	—	—	30,000	—	—	—	—
最低	—	29,100	29,100	—	—	—	—	30,000	—	—	—	—

平成 23 年 9 月期 (単位：円)

月別	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
株数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

### 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に對 する所有株式数 の割合(%)
西里弘一 (注) 1. 2.	沖縄県宜野湾市	270,000 (-)	45.12 (-)
奥間弘子 (注) 1. 3.	沖縄県那覇市	270,000 (-)	45.12 (-)
株式会社金秀本社 (注) 1.	沖縄県那覇市旭町 112 番地 1	9,600 (-)	1.60 (-)
忍田章彦 (注) 1.	愛知県名古屋市長区	3,800 (-)	0.63 (-)
小林朋寿 (注) 1.	埼玉県飯能市	3,300 (-)	0.55 (-)
川端義光 (注) 1.	和歌山県有田郡湯浅町	2,200 (-)	0.36 (-)
上地秀一	沖縄県那覇市	1,700 (1,000)	0.28 (0.16)
行村浩章 (注) 1.	山口県下関市	1,200 (-)	0.20 (-)
上原トミ子 (注) 3.	沖縄県豊見城市	1,200 ( 500)	0.20 (0.08)
石川裕里	大阪府大阪市	1,100 (1,000)	0.18 (0.16)
島袋里枝	沖縄県那覇市	1,100 (1,000)	0.18 (0.16)
宇根良建 (注) 4.	沖縄県那覇市	1,100 (1,100)	0.18 (0.18)
その他 132 名	—	32,000 (3,700)	5.34 (0.61)
計	—	598,300 (8,300)	100.00 (1.38)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位 10 名)  
2. 特別利害関係者等 (当社代表取締役)  
3. 特別利害関係者等 (当社取締役)  
4. 特別利害関係者等 (当社監査役)  
5. ( ) 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。  
6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第 3 位を切り捨てております。

# 独立監査人の監査報告書

平成25年4月23日

株式会社 碧  
取締役会 御中

## 如水監査法人


指定社員  
業務執行社員

公認会計士

廣島 武文 

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

児玉 邦康 

当監査法人は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社碧の平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社碧の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上